

第2部 良好な環境の創造に向けて

序章 県の施策体系

1. 千葉県環境基本条例

本県は、5年2月に県民の環境に対する行動規範として「千葉県環境憲章」を策定し、自然環境の保全と快適な生活環境の確保に努めてきました。さらに、同憲章の精神と、同年11月に制定された「環境基本法」を踏まえ、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するとともに、地域の自然、文化、産業などを含む魅力ある環境の保全により、快適な環境の実現を図っていくため、7年3月に「千葉県環境基本条例」を制定しました。

この条例は、「環境基本法」との整合性を図りつつ、県の環境の保全について基本理念を定め、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を示すものです。

2. 千葉県環境基本計画

(1) 経緯

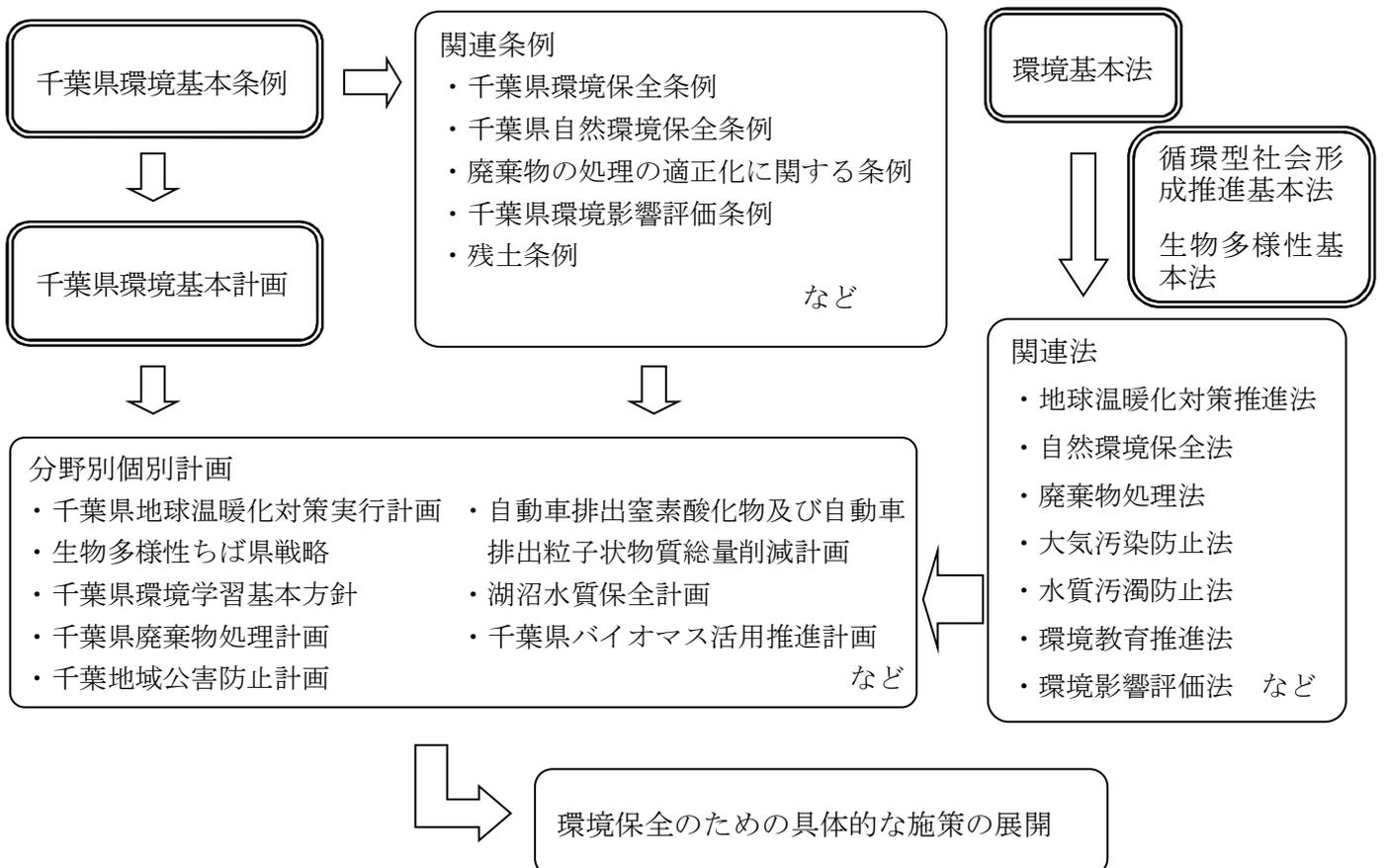
条例第9条は、知事は環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を定めなければならないとしており、県では8年8月に「千葉県環境基本計画」を策定し、この計画に基づいて各種施策を推進してきました。

しかしながら、地球温暖化防止や生物多様性保全など地球環境全体の持続性に関わる問題への取組が緊急性を増し、その中で、県民、市民活動団体、事業者、行政機関等の具体的行動と相互の連携・協働が一層求められるようになるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化してきました。

このため、同計画を全面改定し、20年3月に新たな「千葉県環境基本計画」を策定しました。

さらに、策定以降に生じた新たな環境問題や法令改正等を踏まえて、27年3月に本計画の見直しを行いました。

千葉県の環境行政の枠組み



(2) 27年3月の主な見直しの内容

ア 東日本大震災に起因する新たな環境問題への対応

(ア) 放射性物質による環境汚染への対応

23年3月11日に発生した東日本大震災は、新たな環境問題をもたらしました。

中でも福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質への対応は、我が国が初めて直面する重大な課題となっています。

そこで、空間放射線量の監視体制の継続や、除染等の措置の円滑な推進、放射性物質を含む汚泥や廃棄物への対応を盛り込み、第3編4章に「第6節 放射性物質による環境汚染への対応」を新設しました。また、空間放射線量に関する新たな指標を設けました。

(イ) 再生可能エネルギー等の導入促進

東日本大震災に起因する電力不足問題を契機としてエネルギー問題が大きな議論となり、温室効果ガスの排出量削減に資する太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や省エネルギー・節電の一層の促進が求められています。

そこで、「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」に基づく、県としての取組や市町村・県民・民間事業者に対する支援、周知啓発を盛り込みました。

また、再生可能エネルギー導入量に関する新たな指標を設けました。

(ウ) 液状化－流動化メカニズムの解明

東日本大震災では、埋立地を中心として県内各地において*液状化－流動化現象が発生し、建物や道路・上下水道等に大きな被害をもたらしましたが、その発生メカニズムについては十分に解明されているとはいえ、引き続き対応が必要になっています。

そこで、液状化－流動化の発生メカニズム解明への取組や有効な情報の提供について盛り込みました。

イ その他の新たな環境問題への対応

(ア) PM 2.5 への対応

大気汚染物質である*微小粒子状物質 (PM 2.5) については、25年1月、中国においてPM 2.5 による深刻な大気汚染が発生し、国内でも一時的にPM 2.5 濃度の上昇が観測されたこと等により、県民の関心が高まっています。こうした中、国においても、25年2月に注意喚起のための暫定的な指針を定めたところですが、PM 2.5 の監視体制や発生メカニズムの解明及び対策の検討が求められています。

そこで、PM 2.5 の常時監視や県民への注意喚起、発生メカニズムの解明に向けた調査・分析や国等と連携した効果的な対策の検討を盛り込みました。

(イ) ヤードの適正化

自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」は、地域の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあるとともに、自動車盗難などの犯罪の温床ともなっていることから、*ヤードの適正化を図ることが求められています。

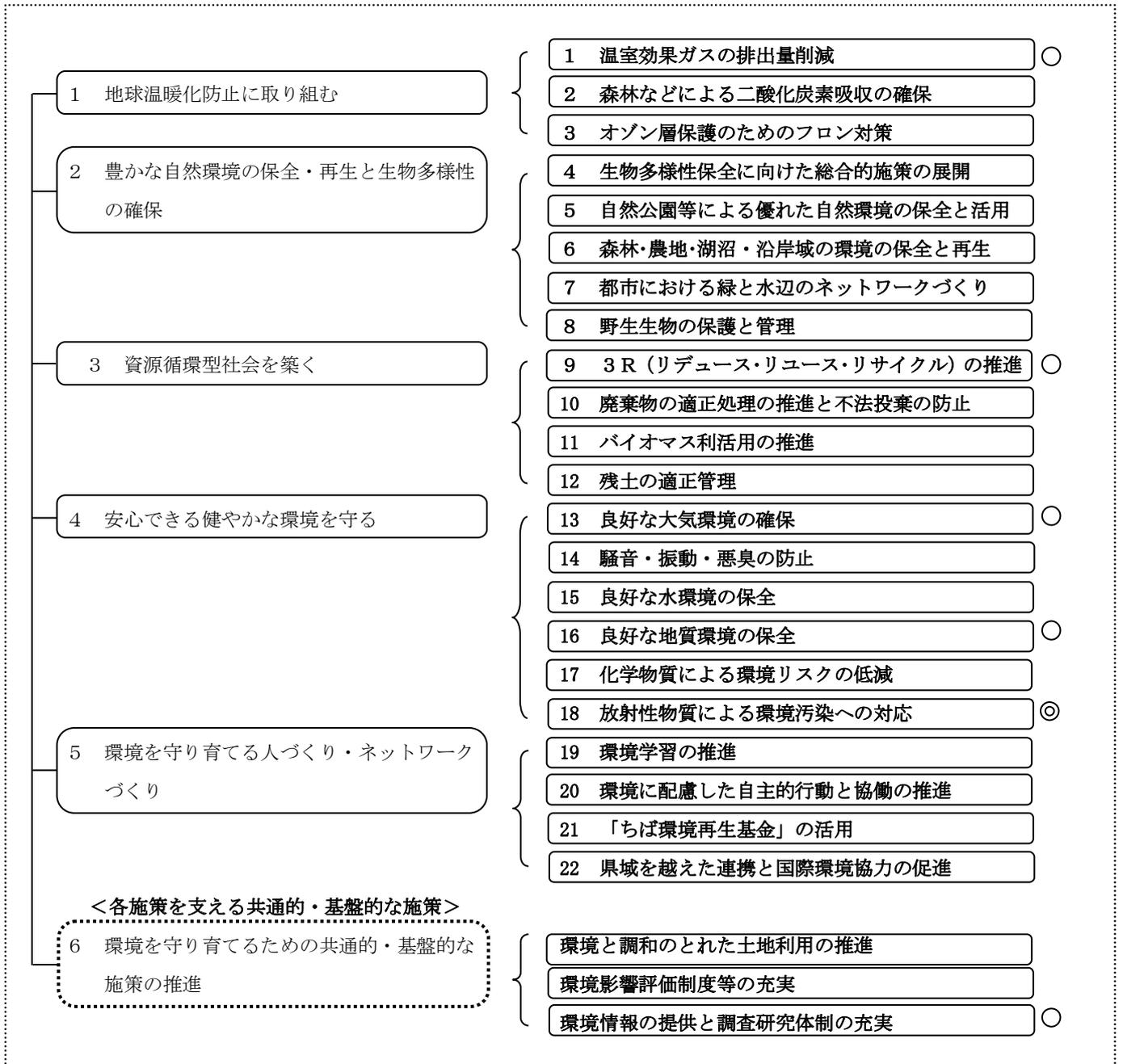
そこで、千葉県不法ヤード対策協議会を通じた関係機関との連携やヤード適正化条例に基づく取組を盛り込みました。

(3) 概要

計画は、目標年度を30年度として、「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」を基本目標に、目指す将来像、各主体の役割、県の環境政策の視点などを示すとともに、県の環境施策に5つの柱と22のテーマを設定し、それぞれについて、「現況と課題」「目指す環境の姿」「みんなの行動指針」「県の施策展開」「関連する個別計画」「計画の進捗を表す指標」を示しています。

また、これらの施策を支えるための共通的・基盤的な施策の展開方向も合わせて示しています。

〈千葉県環境基本計画 施策体系〉



◎は、計画の見直しにより、テーマを新設した項目

○は、計画の見直しにより、新たな取組みを盛り込んだ項目

3. 計画の推進

県は、関係する部局等の連携と調整を行い、計画に掲げる各種施策を効率的に推進するため、知事を会長とする「千葉県環境基本計画推進会議」を設置しています。

計画に掲げる県の施策の進行管理については、同会議においてマネジメントサイクル（P D C A サイクル）の考え方にに基づき、企画・立案（P L A N）⇒実施（D O）⇒点検・評価（C H E C K）⇒改善（A C T）という一連の手續に沿って、毎年度実施しています。

これらの進捗状況等の点検・評価の結果については、学識経験者や住民の代表者等で組織される「千葉県環境審議会」へ報告し意見を伺うとともに、県ホームページや環境白書などで広く公開し、県民・事業者など各主体からの意見や提言を求め、改善に反映させることとしています。

4. 計画の進捗状況等の公開

計画の進捗状況については、従来、環境基本計画年次報告を策定し、公表してきました。

28年度からは、年次報告の記載内容を白書に盛り込み、環境白書への一本化を図りました。

白書第2部の章と節は、計画の5つの柱と22のテーマに対応した構成となっています（第6章は、計画に定める共通的・基盤的な施策等を記載しています）。

このため、白書の各節において、次のように計画の進捗状況を記載しています。

「1. 現況と課題」において、計画で示された現況と課題に対し、最新の状況をより詳細に記載しています。

「2. 県の施策展開」において、計画で示された県の施策展開に対する実績を中心に、施策の実施状況を広く記載しています。

「3. 環境基本計画の進捗の点検・評価等」では、計画で示された進捗を表す指標に対する状況と評価及び28年度の主な取組、分析と今後の対応方針を記載しています。